

事務連絡

平成25年3月13日

都道府県  
各 指定都市 民生主管課 御中  
中核市

厚生労働省  
社会・援護局福祉基盤課  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
老健局高齢者支援課

福島県相双地域等への介護職員等の応援事業における  
募集対象自治体の拡大と応援職員の再募集について

標記の事業については、福島県相双地域等の人材確保の状況に応じて、応援対象自治体の拡大や事業実施期間の1年間延長を行ってきたところ、事業者及び関係団体のご協力により、平成24年度末までに約150名（見込みを含む）の応援職員が福島県相双地域等の被災施設において活躍されています。

現在、平成25年4月～6月の応援期間に係る応募を行い、多くの応援のご意向をいただいたところですが、マッチングの結果、被災施設である特別養護老人ホーム及び老人保健施設のニーズに未だ十分に対応できておりません。

こうした状況を踏まえ、今般、福島県相双地域等福祉人材確保対策会議において、近隣18県市<sup>(\*)</sup>としている募集対象自治体を全国に拡大することとし、別添のとおり、実施要綱等の改正を行うとともに、当該期間に係る再募集を行うこととしました。

つきましては、新たに募集対象自治体となる都道府県等におかれましては、東京電力福島第一原子力発電所等の事故の影響により、離職した職員等の補充が進まず、施設が再開できない、又は利用定員を抑制せざるを得ないといった福島県相双

地域等の介護保険施設等の状況をご理解いただき、管内事業者等が当該事業に参加することができるよう管内市町村等関係者への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

また、近隣18県市におかれましても、改めて管内市町村、事業者等へ周知していただき、引き続き相双地域等の施設に対する介護職員等の応援について、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本事業については、社会福祉法人全国社会福祉協議会、公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会及び財団法人日本知的障害者福祉協会と協力して取り組んでいる事業であることを申し添えます。

(※) 近隣18県市

青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、青森市、秋田市、  
宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市、川越市、千葉市、船橋市、柏市

福島県相双地域等への介護職員等の応援事業に係る募集要領の一部改正 新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">平成24年5月31日 福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議決定 平成24年12月25日 一部改正 平成25年3月11日 一部改正</p> <p>福島県相双地域等への介護職員等の応援事業に係る募集要領</p> <p>「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱」（平成24年5月31日付福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定）に基づき実施する応援に関し、募集等についての具体的な内容は以下のとおりとする。</p> <p>1 募集対象自治体 <u>全国の自治体とする。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 その他 <u>2の募集期間締切日後に当該期間に係る応援に関し、積極的な応援準備が整っている施設がある場合には、福島県社会福祉協議会まで情報提供いただき、個別に調整するものとする。</u></p> <p>照会先 (略)</p>	<p style="text-align: center;">平成24年5月31日 福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議決定 平成24年12月25日 一部改正</p> <p>福島県相双地域等への介護職員等の応援事業に係る募集要領</p> <p>「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱」（平成24年5月31日付福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定）に基づき実施する応援に関し、募集等についての具体的な内容は以下のとおりとする。</p> <p>1 募集対象自治体 <u>当面の間、当該地域の近隣県を中心に下記の18県市とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p><u>青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、青森市、秋田市、宇都宮市、 前橋市、高崎市、さいたま市、川越市、千葉市、船橋市、柏市</u></p> </div> <p>なお、今後の状況に応じて、上記以外の自治体に拡大する可能性があり得る。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 その他 <u>1の募集対象自治体以外の自治体において、積極的な応援準備が整っている施設がある場合には、福島県社会福祉協議会まで情報提供いただき、個別に調整するものとする。</u></p> <p>照会先 (略)</p>